

秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱

〔 昭和 50 年 3 月 20 日 〕
〔 告 示 第 7 0 号 〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市域に貯留する地下水（湧水を含む。以下同じ。）は、市民共有にして有限な資源であるとの考えに立脚し、地下水利用者に一定の義務の履行を求め、もって地下水資源の保全と秩序ある利用を図ることを目的とする。

(地下水利用者)

第 2 条 この要綱において、地下水利用者とは、本市内において 1 日当たり平均 20 立方メートル以上の地下水を採取し、業務の用に供する者をいう。

(協力金)

第 3 条 地下水利用者は、第 1 条の目的を達成するために必要な協力金を本市に納入しなければならない。

2 前項に規定する協力金は、第 5 条に定める地下水使用水量に本市水道事業会計の前年度決算に計上された水道水の平均供給単価の 3 分の 1 に相当する額を乗じて得た額を限度として、関係者協議の上、定めるものとする。

3 協力金は、4 半期ごとに市長が発行する納入通知書により納入するものとする。

(市長の責務)

第 4 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、地下水利用者の協力を得て総合的な施策を講じ、地下水資源の適正な保全と利用に努めるものとする。

(使用水量の計量)

第 5 条 市長は、4 半期ごとに地下水の使用水量を計量するものとする。

(量水器の設置及び保管)

第 6 条 量水器は、本市において設置し、地下水利用者が保管するものとする。

2 地下水利用者がその責に帰すべき理由により量水器を亡失し、又

はき損したときは、特に市長が認めた場合を除き、その損害額を本市に弁償しなければならない。

(納期限の延長又は分割納入)

第7条 地下水利用者は、市長が当該地下水利用者に被災その他の特別な事情があると認めた場合には、3ヶ月を超えない限度において協力金の納期限の延長又は分割納入をすることができる。

(非協力者に対する措置)

第8条 市長は、この要綱により納入すべき協力金を正当の理由なく納期限内に納入しないものに対しては、以後の当該地下水の採取を禁止し、又は水道水(生活用水を除く。)の供給を停止することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、必要の都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。